

第一章 総則

第 1 条 名称

本団は「中部大学シンフォニックバンド」（以下「本団」）と称する。

第 2 条 目的

本団は吹奏楽の演奏を通じて、中部大学を中心に春日井市およびその周辺地区の健全なる音楽文化の発展向上に寄与すること、および団員の音楽技術の向上を目的とする。

第 3 条 活動

本団は中部大学に属するため、同大学内で開催される音楽会、ならびに同大学からの演奏依頼を活動の中心とする。

- 2.第 2 条に適う演奏依頼には応じることが許される。
- 3.中部大学が許可しない営利目的の活動は認めない。
- 4.「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 活動拠点

本団は中部大学内を活動の拠点とする。団の所在は中部大学と同様の「愛知県春日井市松本町 1200」とする。

第二章 役員

第 5 条 役員の定義

本団の役員は幹部および担当者（係）に分けられ、いずれも団の発展に努める。

第 6 条 幹部

本団は次の幹部を置く。

(1) 部長：1 名

本団を代表し、団の総責任者としての責任と決定権を有し、細則の承認をおこなう。

(2) 副部長(書記)：1 名

部長を補佐し、非常時には部長の責務を代行する。また、会議の議事録を作成し、議事録の保管ならびに団員への通達をおこなう。さらに、総会開催の周知をおこなう。

(3) 総務：渉内 1 名、渉外 1 名

渉内は学内でおこなわれる本団活動に関する記録の作成およびその保管の責任を負う。
渉外は学外との連携に関わる一切の事務をおこなう。

(4) 会計：1 名

会計事務を行い、団費の出納に関する一切の責任を負う。

(5) 学生指揮者：1 名 / 学生副指揮者：1 名

演奏の技術面での指導をする。また、音楽指導者との連絡をおこなう。

(6) マーチングリーダー（ドリスタ長）：1 名 / サブマーチングリーダー：1 名

ドリル活動における総合的な指導をおこなう。

(7) 2回生リーダー：1名 / 1回生リーダー：1名

各回生をまとめ、当該回生についての責任を負う。

2.幹部は自分の職掌を理解し、個人で解決できない場合は他の幹部に相談するなど、運営の停滞を引き起こさないよう努める。

第7条 担当者（係）

本団は次の担当者を置く。

(1) クラブ運営委員：1名

第21条の運営に関わる。

(2) 愛知県吹奏楽連盟理事：1名

第23条の運営に関わる。

(3) パートリーダー：各パート1名

所属パートの団員の管理をおこなう。

(4) インスペクター：若干名

各パートリーダーから上がってきた情報を集約し、全団員の状況を把握する。また、練習の調整をおこなう。

(5) 楽譜係：若干名

楽譜の印刷および管理をおこなう。

(6) 楽器係：若干名

楽器の保守および管理をおこなう。

(7) 運搬係：若干名

楽器運搬に関わるすべてをおこなう。

(8) 衣装係：若干名

団制服(赤服)およびパレードコスチュームの管理をおこなう。

第8条 役員の選出

役員は本団員からの自薦または他薦により候補者を立て、総会で出席の3分の2以上の信任を得た上で、候補者を役員とする。

第9条 役員の任期

役員の任期は1か年を基本とし、再任は妨げない。また、次の場合の任期は、前任者または現任者の満了期間とする。

(1) 役員の任期中に交代が発生した場合

(2) 役員を増員する必要が発生した場合

2.後任者が引き継がない場合は、後任者が就任するまで現任者が役員の任務を継続する。ただし、6か月以上の継続を認めない。なお、現任者が休団あるいは退団している場合は、幹部会で適任者を選出し、当該団員に就任の依頼をする。

3.クラブ運営委員および愛知県吹奏楽連盟理事は任期を2か年とする。

第10条 幹部の兼任

幹部の兼任は許されるが、以下の幹部は他の幹部との兼任が許されない。

(1) 部長

(2) 総務

2.総務のうち、渉外と渉内の兼任は上項の対象としない。

3.次の事由で兼任せざるを得ない場合は、上項の兼任が許可される。

(1) 入部人数が少ない年度の団員が幹部になる場合

(2) 入部人数は充足しているが、幹部に着任する意思を持たない団員が多い場合

4.兼任する場合は、すべての役職において団員の承認を得なくてはならない。

第 11 条 幹部の辞任・解任・交代

任期中に幹部から辞任の意が表明された場合は、1 週間以内に臨時総会を開き、本団員の過半数の賛成が得られた時点で辞任を受理することができる。

2.幹部の解任請求が発生した場合、1 週間以内に臨時総会を開き、本団員の 4 分の 3 以上の賛成が得られた時点で、当該幹部を解任することができる。

3.幹部が本団の活動に著しい支障をきたす行動を取った場合は、顧問が当該幹部に注意勧告をすることができる。その後、顧問が当該幹部の改善が見られないと判断した場合は、幹部を招集し発議する。

4.幹部の辞任および解任に伴い幹部を交代する場合は、辞任および解任が可決された日から 1 週間 以内に臨時総会を開き、第 8 条に従い役員の選出をおこなう。

第三章 組織

第 12 条 団員（部員）

本団は中部大学に在籍する学生で構成する。

第 13 条 入団（入部）

本団に入団を希望し、目的および活動に賛同する者を入団させる。入団手続き後、顧問の許可を経て 正式に団員とする。

2.中部大学における「学生団体及び集会等に関する規程」第 4 条に準拠する。

3.入団時に得た個人情報、中部大学における「個人情報の保護に関する規定」に準拠し、情報の漏 洩を禁ずる。

第 14 条 休団（休部）

休団の方法は以下の手順を踏むこととする。

①休団を希望する場合、パートリーダーに相談し、休団の意思を表明する。

②パートリーダーとともにインスペクター、学生指揮者、部長に休団希望の旨を報告する。それを受け て、幹部会で協議をおこなう。

③協議の結果、休団が妥当と判断したとき、インスペクターは当該団員に休団届を渡す。

④休団届を受け取ったら、速やかに記入し、インスペクターに提出する。

⑤インスペクターは休団届を持って音楽指導者に報告する。

⑥音楽指導者の許可の後、インスペクターは承認印が押された休団届を当該団員に戻す。

⑦休団希望者が直接顧問に休団届を提出する。

2.学生間での相談が困難な場合は、顧問に直接相談することができる。顧問が休団妥当と判断

した場合は、音楽指導者と協議をおこない、前項の手順を経ず休団許可を出すことができる。ただし、顧問が学生間での相談が可能と判断した場合は同条1項に従う。

3.休団中に退団せざるを得ない事情が発生した場合は、第15条に従う。

4.休団前の期間の団費が未納の場合は、それを清算しなければ休団することができない。ただし、事情により清算が不可能な場合は、幹部会および顧問との協議を経て決定する。

第15条 退団（退部）

退団の方法は以下の手順を踏むこととする。

①退団を希望する場合、パートリーダーに相談し、退団の意思を表明する。

②パートリーダーとともにインスペクター、学生指揮者、部長に退団希望の旨を報告する。

それを受け、幹部会は協議をおこなう。

③協議の結果、退団が妥当と判断したとき、インスペクターは当該団員に退団届を渡す。

④退団届を受け取ったら、速やかに記入し、インスペクターに提出する。

⑤インスペクターは退団届を持って音楽指導者に報告する。

⑥音楽指導者の許可の後、インスペクターは承認印が押された退団届を当該団員に戻す。

⑦退団希望者が直接顧問に退団届を提出する。

2.学生間での相談が困難な場合は、顧問に直接相談することができる。顧問が退団妥当と判断した場合は、音楽指導者と協議をおこない、前項の手順を経ず退団許可を出すことができる。ただし、顧問が学生間での相談が可能と判断した場合は、前項の手順に従うよう退団願を差し戻す。

3.中部大学の学生でなくなった（退学、除籍、死亡による）場合は、自動的に退団とする。

4.次の項目に該当する団員は、幹部会の承認を経て、当該団員を退団させることができる。

(1) 本規約第3条に違反した場合

(2) 本団の名誉を傷つけ、著しく秩序を乱した場合

(3) 無断欠席が3か月以上続いた場合

(4) 中部大学学則第44条に抵触した場合

5.退団前の期間における団費を清算しなければ退団することができない。ただし、事情により清算が不可能な場合は、幹部会および顧問との協議を経て決定する。また、本条3項に該当する場合は、その限りではない。

6.退団後の復団は許されない。

第16条 卒団

卒業が確定するまで当団に在籍した場合は「卒団」の称号を付す。ただし、在籍期間は不問であるが、当団の団員として吹奏楽コンクールあるいは定期演奏会のいずれかに出場経験があることを条件とする。また、卒団時期は年度末の総会終了後とする。

2.留年や留学などで、入学してから4年を超えて大学に在籍しなければならない団員の場合は、入学してから4年目に開かれる年度末の総会で卒団とする。

3.入学してから5年目以降にも継続して団に在籍を希望する場合は、卒団を延期することができる。この場合は上項から除外される。

4.卒団後、大学に在籍しなければならない状況が発生した場合、当団の活動の継続が許される。ただし、一度卒団をしているため、大学を卒業する年度には卒団として扱わない。

5.前項の場合は、団費の納入を免除する。

第四章 会議

第 17 条 総会

総会は定期総会と臨時総会に分けられる。

2.定期総会は以下の承認を得るために開催する。

- (1) 年度予算の承認
- (2) 年度中間報告の承認
- (3) 年度末決算報告ならびに年度末報告の承認
- (4) 役員選出の承認

3.臨時総会は以下の事象が発生した場合に開催する。

- (1) 定期総会で承認された事項を改変するとき
- (2) 任期中の役員の交代が発生するとき
- (3) 本団規約の改正案が出されたとき
- (4) 団員の 4 分の 1 以上からの臨時総会開催請求が出たとき
- (5) 顧問が臨時総会を開催する必要があると判断したとき

4.総会成立の定足数は団員の 3 分の 2 以上とする。やむを得ず総会を欠席する場合は委任状を提出し、議題に対する賛否の意思を表明する。なお、委任状が出た場合は出席と同等とみなす。

5.副部長は総会の議題および報告事項をまとめ、総会以前に総会内容を書面にて通知する。

6.休団中の部員も総会参加の権利を有するため、休団部員にも総会の周知をおこなう。出欠は上項に従う。

7.総会での決議は、出席者数および委任状数の合計の過半数をもって可決とする。

第 18 条 議長

総会を開催する場合は議長を立てなければならない。

2.部長は幹部以外の団員から議長を指名する。

第 19 条 幹部会

部長は幹部を招集し幹部会を開催することができる。

2.幹部会は本団の活動の年度計画を立案し、それを運営することに努める。

3.幹部会を開催した場合は、必ず議事録を作成し、全幹部が共有する。また、同議事録を顧問に提出する。

4.必要に応じ、部長が指名した幹部以外の団員を出席させることができる。

第 20 条 パートリーダー会

パートリーダー会はパートリーダーおよび指揮者で構成する。

2.パートリーダー会は各パートの現状（出席等）を報告し、演奏技術の向上に努める。

第 21 条 定期演奏会実行委員会

定期演奏会を開催するにあたり、部長の命により定期演奏会実行委員会を招集することができる。部長が同実行委員長を務め、さらに、構成演出、ドリルスタッフ、内務、外務、宣伝、広告の

役を置く。

第五章 運営

第 22 条 クラブ運営委員会

本団は、中部大学クラブ運営委員会に属し、同大学内の他団体との協調をはかる。そのため、クラブ運営委員は同委員会の活動を必要に応じ幹部会に報告する。

第 23 条 愛知県吹奏楽連盟

本団は愛知県大学・職場・一般吹奏楽連盟に属することが許される。同連盟に対し、本団から同連盟の理事を置くことができる。

2.同連盟理事は、同連盟に所属する他団体との協調をはかり、同連盟の活動を幹部会に報告しなければならない。

第 24 条 OB・OG 会

本団に卒業まで所属し卒団した者は、OB・OG 会に加入することができる。

2.同会の運営は、同会規約に従う。

3.同会との連絡は、原則として渉外がおこなう。

第六章 会計

第 25 条 収入

本団は、入会金、会費、およびその他の収入で運営する。

2.本団は強化クラブにつき、中部大学より強化費用が充てられる。当該費用は顧問の管轄にあるため、会計は顧問と連携しなければならない。

第 26 条 団費（部費）

入会金は 1,500 円(壹仟伍佰圓)、団費は月額 2,000 円(貳仟圓)とし、本団員はこれを納入する義務を負う。

2.合宿、コンクール、定期演奏会等の活動へは別途費用を徴収する。

3.団費は決められた日に納入する。やむを得ず延納を希望する場合は、所属するパートのリーダーに相談しなければならない。

4.休団期間は、団費の納入を免除する。ただし、定期演奏会積立金に関しては細則に従う。

第 27 条 予算・決算

本団の予算および決算は総会で承認を得なければならない。

2.決算時に顧問の監査を受けなければならない。

第 28 条 会計年度

4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日を会計年度とする。

附則

第 29 条 顧問

中部大学のクラブ開設には顧問の配置が義務づけられている。

2.顧問はクラブからの推薦に基づき、同大学長が委嘱する。

3.顧問が本団運営に不穏当であると判断し、不信任案を出す場合は、総会で3分の2以上の賛同を経て、スポーツ・文化センター事務課に顧問変更の提案をすることができる。

第30条 音楽指導者

本団は音楽指導者を外部から委任することができる。音楽指導者として迎えるコーチを団員で選出し、総会で3分の2以上の賛同を経た上で、顧問に提言することができる。

2.音楽指導者への不信任案を出す場合は、総会で3分の2以上の賛同を経て、顧問に音楽指導者変更の提案をすることができる。

3.前項の提案を受け、顧問が現状を把握し改善をはかる。それとともに、音楽指導者に音楽指導者変更の要望が出ていることを伝え、協議する。その場合、必要に応じて団員あるいはスポーツ・文化センター事務課を交えて協議する。

第31条 規約の廃止

以下の事項が発生した場合、本規約を廃止する。

(1) 本団を解散する場合

第32条 規約の施行

本規約は1981(昭和56)年4月1日より施行する。

2.改正規約は2024(令和6)年4月1日より施行する。

3.改正規約は、2025(令和7)年4月1日より施行する。